

○議長（茅沼隆文）

日程第7 議案第8号 開成町税条例の一部を改正する条例を制定することについてを議題といたします。

提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長（府川裕一）

提案理由。地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い所要の改正をしたいので、開成町税条例の一部を改正する条例の制定を提案いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（茅沼隆文）

細部説明を担当課長に求めます。

税務窓口課長。

○税務窓口課長（遠藤直紀）

それでは、議案を朗読いたします。

議案第8号 開成町税条例の一部を改正する条例を制定することについて。

開成町税条例の一部を改正する条例を制定する。よって、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成31年3月5日提出、開成町長、府川裕一。

今回の税条例の改正でございますが、提案理由にもございますように、平成28年度の税制改正により、地方税法等の一部を改正する等の法律が平成28年3月31日に公布されたところでございます。また、消費税率及び地方消費税の税率10%への引き上げ時期が平成29年4月1日から平成31年10月1日に延期されることについて、平成28年11月28日に公布されました法律により地方税法の一部が改正されたところでございます。これらの地方税法の改正によりまして町税条例の一部を改正する必要が生じたので、今回、御提案させていただくものでございます。

今回の一部改正につきましては、主に2点ございます。いずれも消費税率10%引き上げ段階において講じられるものとされた措置で、1点目は法人町民税でございます。平成26年度税制改正により、地域間の財政力格差の縮小を図るため、消費税率8%段階において講じられた法人町民税の法人税割の一部国税化について、消費税率10%段階において、さらに進めるため、法人税割の税率を引き下げるものでございます。三つの税率区分それぞれにつきまして、3.7ポイント引き下げとなります。なお、均等割に係る税率の変更はございません。

2点目は、軽自動車関係でございます。県税として軽自動車取得時に課税される軽自動車取得税が廃止され、町税として課税されている軽自動車税については、新たに燃費性能に応じて軽自動車取得時に課税される環境性能割が導入され、現行の軽自動車税は名称を種別割に改めるものでございます。

納税者につきましては、環境性能割は三輪以上の軽自動車を取得した者、種別割は

軽自動車等を所有する者となります。税率につきましては、環境性能割は燃費基準値達成度等に応じて決定し、自家用の場合の税率は非課税、1 %、2 %の3段階となります。なお、種別割の税率については変更はございません。

なお、当分の間、環境性能割の賦課徴収につきましては、廃止される軽自動車取得税と同様に都道府県が事務を行うことと地方税法で定められましたので、環境性能割の減免等に関する規定は神奈川県の規定が適用されることとなります。このことに伴い、徴収取り扱い費として平成32年度以降から税額の5 %を町から県に交付することとなります。

それでは、1 ページおめくりください。

条例案を朗読いたします。

開成町条例第 号。

開成町税条例の一部を改正する条例。

開成町税条例（昭和50年開成町条例第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

こちらでは、改正後の欄で御説明をしたいと思います。

第8条でございます。納税証明事項等について、規定してございます。こちらは、字句を「種別割」に改正するものでございます。

次に、第13条でございます。法人税割の税率について、規定してございます。法人税割の税率を税率区分ごとにそれぞれ3.7ポイント引き下げ、平成31年10月1日以降に開始する法人の事業年度から適用するものでございます。

次に、第27条でございます。ページは、2 ページから5 ページにわたります。環境性能割に関する規定を第27条から第27条の6までを追加するものでございます。納税義務者等、みなす課税、課税標準、税率、納付申告、減免について、それぞれ新たに規定するものでございます。第27条の7につきましては、種別割の課税免除について規定するものでございますが、字句を改正するものでございます。

次に、第28条から第32条まででございます。ページは5 ページから7 ページになります。軽自動車税の税率、納期、申告、報告、減免について規定するものでございまして、環境性能割の導入に伴い軽自動車税の字句を種別割に改めるとともに、あわせて文言の整理を行うものでございます。

第33条でございます。ページは7 ページになります。原動機付自転車等の標識の交付等について、規定してございます。地方税法の一部改正に伴う条ずれと文言の整理、環境性能割の導入に伴い「軽自動車税」の字句を「種別割」に改めるものでございます。

次に、附則になります。ページは9 ページになります。第14項第14号及び第15号でございます。こちらは固定資産税の課税標準の特例について規定してございますが、地方税法の一部改正に伴う項ずれを改正するものでございます。

次の第15項から第19項までにつきましては、環境性能割の導入に伴い賦課徴収

事務を神奈川県に委任するため、第 14 項の次に環境性能割の賦課徴収に係る規定を新たに追加するものでございます。

次の第 20 項及び第 21 項につきましては、10 ページになりますが、当分の間、適用される環境性能割の税率の特例について新たに規定するものでございます。

次の第 22 項につきましては、税率の特例について規定するものとなります。字句を「種別割」に改正するものでございます。

それでは、本条例の附則でございます。ページは 11 ページになります。第 1 項でございます。施行期日について定めるものでございますが、施行日を平成 31 年 10 月 1 日とするものでございます。

次の第 2 項から第 5 項までは、経過措置について定めるものでございます。法人の町民税、固定資産税、軽自動車税について、それぞれ本条例の施行に伴い必要となる経過措置について定めるものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（茅沼隆文）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑をどうぞ。ございませんか。

（「なし」という者多数）

○議長（茅沼隆文）

では、質疑を終了して討論を行います。

討論のある方は、いらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（茅沼隆文）

討論もないようですので、採決を行います。

議案第 8 号 開成町税条例の一部を改正する条例を制定することについて、原案に賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（茅沼隆文）

着席ください。起立全員によって可決いたしました。